

令和4年

11月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



秋風にそよぐコスモス畑

令和4年11月の税務と提出期限

- ① 11月10日・・・令和4年10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 11月30日・・・令和4年10月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 11月中において都道府県の条例で定める日・・・個人事業税の納付（第2期分）

今月の気になった新聞記事

- 1) **高騰する電気代を抑制する対策が官邸から**・・・政府は、総合経済対策の目玉として、電気代の値上げの対応策を講じる方針を示した。電力業界は電力小売り全面自由化以降、会社数が約700社に増えた。電力会社に補助金を投入しても、家庭や企業が支払う電気代に反映されているのが難しいと難題山積み。
- 2) **国税庁 副業通達 大幅見直し**・・・コロナ禍で増えたサラリーマンの副業、「副業の収入が300万円以下の場合、原則、雑所得とする」との改正通達案を撤回した。パブコメでの反対意見を受け入れ、「実態で判断する。そしてその取引を記載した帳簿書類の保存がない場合には雑所得に該当する」となった。
- 3) **会計監査院 「フラット35」不正状態を指摘**・・・会計検査委員は、「フラット35」を提供する独立行政法人住宅金融支援機構に対して、「フラット35」は住宅購入希望者のマイホーム用であり自己居住が条件。しかし不動産投資の住宅に適用する不正が問題になっている。不正利用が発覚した場合には、残債を全額返済することになるのでご注意ください。

贈与税の基本をおさらい

I、親族間では、生活費や大きな買い物の時お金を融通することがよくあります。それが、税金の対象になるなんて考えないものですが、内容によっては、「贈与税」の対象になります。では、おさらいを。

Question 友人からお金をもらった時は、贈与税の対象ですか？

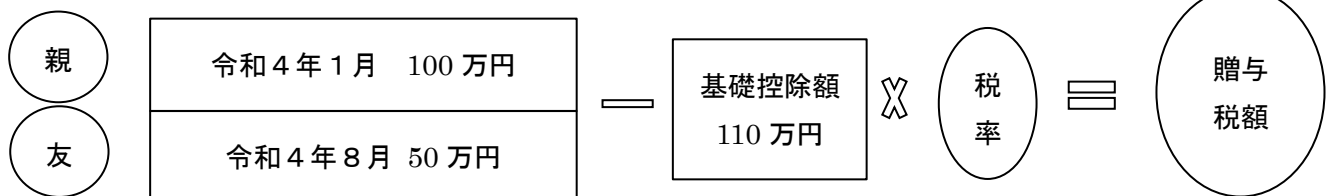
Answer 友人がお金を「あげる」 もらう人が「貰うよ」といえば、「贈与」となり、一定額以上になると「贈与税」がかかります。お金だけではなく、財産といわれる、土地・建物・株式・骨董品なども同様

Question 家族の場合にも同じですか

Answer 家族は、お互いに扶養する義務があるので、日常の生活費・教育費等には贈与にはなりません。しかし、金額が日常生活の範囲を超える金額になると、「贈与税」がかかります。

贈与税がかからないケース	贈与税がかかる可能性があるケース
1. 下宿する大学生の子供に、生活費を送る 金額は、月額数万円	1. 下宿する大学生の子供に生活費を送る 金額は、学費・住居費として 900 万円
2. 親が子供の結婚式費用を負担した	2. 父が、保険料を支払い、子供がその保険の満額保険金を受け取る
3. 祖父母が、孫の学費を負担した	3. 祖父母が、孫に高級外車を贈与
4. 祖父母が、孫に 50 万円のお年玉を渡す	4. 祖父母から、孫が株式投資のために 300 万円貰う
5. 夫が、妻名義の日常用の車を贈与	5. 夫から妻に、500 万円相当の時計を贈与

II、贈与税の計算 贈与を受けた月日/金額 (例) 150 万円-110 万円=40 万円*10%=4 万円



III、贈与税の申告

贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに、税務署に申告書します。特例で贈与税がゼロになる場合も申告が必要です。

IV、贈与税・税額表

基礎控除	200 万円	300 万円	400 万円	600 万円	1,000 万	1,500 万	3,000 万	3,000 万
後の課税	以下	以下	以下	以下	円	円	円	円
価格					以下	以下	以下	超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10 万円	25 万円	65 万円	125 万円	175 万円	250 万円	400 万円

<一般贈与財産用> (一般税率) この速算表は、「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。

税務大学の公開講座 相続を学ぶ～「税を考える週間」

税務大学は、オンラインで一般向けの公開講座を配信します。大学教授や税務大学職員などを講師に迎えて、普段あまり税に接することのない一般の人たちを対象にオンライン形式で開催されます。

1. 日程 11月11日(金) 8時30分から17日(木) 17時まで
2. 受講方法 事前申し込みによるオンライン配信
3. 受講料 無料
4. 申し込み方法 税務大学ホームページで申し込みを行ってください。

1 日程及び講座の内容		11月11日(金) 8時30分から17日(木) 17時まで	
※この期間中は、いつでも受講可能です。			
財産評価の課題と展望 ～所得課税・資産課税における財産評価～		生活用動産の譲渡益や学資援助の債務免除益に所得税は課されるか ～非課税所得をめぐる個別的検討～	
講師 中央大学法科大学院 教授 酒井 克彦氏		講師 明治大学法科大学院 教授 岩崎 政明氏	
国税庁・税務大学が行う国際支援について ～アジアを中心とした開発途上国への技術協力～		贈与税の課税の対象となる財産について	
講師 税務大学 国際支援室 室長 今成 剛氏		講師 税務大学 研究部 教授 森田 哲也氏	
身近な酒税の豆知識 ～「清酒」と「日本酒」は同じものですね? etc～		国際課税に関するグローバルネットワークについて	
講師 税務大学 専門教育部 教授 田口 義和氏		講師 国税庁 国際業務課 国際課税分析官 鴫 彰博氏	

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) スマホ納付 来年2月から

個人で事業を営む自営業者が2023年2月からスマホを使い国民年金の保険料を払えるようになる。厚生労働省が決済用アプリの支払いを解禁するよう省令を改正した。方法は、①スマホアプリ「pay B」②キャッシュレス決済や金融機関のアプリから直接払う。

2) 生前贈与 前倒しを行い若年層への資産移転を促す

生きている間に子供や孫に資産を渡す生前贈与では、現在死亡前の3年間は相続財産として相続税の課税対象としている。政府は、この期間を5～10年を目安に延長する方針で話し合いがされた。海外では、英国で7年、ドイツ、10年 フランス、15年 米国では一生に渡って課税される。

3) 医療費控除を受けるには、年内に 高額な歯の詰め物も控除対象

歯の詰め物には、金歯や銀歯のほかにも、ジルコニアやセラミックなど高品質で見た目の美しいものが多く存在している。しかし高価な素材は原則として保険診療の対象にならずに、全額が自己負担となってしまうのが難点だ。だが保険診療でなくても医療費控除制度は使える可能性がある。「一般的に支出される水準を著しく超えない治療費」なら大丈夫だが、その境界線は難しく歯医者さんに要確認を。